

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人4名の弁護人細井土夫，同成田龍一，同関口悟，同伊神喜弘外3名の上告趣意のうち，判例違反をいう点は，事案を異にする判例を引用するもので本件に適切でなく，その余は，憲法違反をいう点を含め，実質は単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

事案の特質にかんがみ，記録を調査しても，同法411条を適用すべき事由は認められない。

よって，同法414条，386条1項3号により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 福田 博 裁判官 河合伸一 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷 玄)